

令和8～10年度五霞町上下水道事業包括的維持管理業務委託公募型プロポーザル実施要領書等に関する質問書への回答

令和7年11月14日

No.	資料名	頁	項目	質問内容	回答
1	契約書（案）	4	5. 契約保証金	「契約金額の 100 分の 1。ただし、五霞町契約規則第 4 条第 2 項各号に該当する場合は、免除」と記載ございますが、共同企業体を組成する場合、代表企業がその要件を満たしていれば契約保証金について免除されるという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
2		9	第19条（対象施設等の確認及び使用）	引継期間に委託者及び受託者の双方立会いの上、対象施設の確認を行うとありますが、確認の結果、施設の不備や問題等が見受けられた場合は、委託者にて原状回復していただいた上で、業務を開始するとの認識でよろしいでしょうか。	現状での引き渡しとなります。引継ぎの際に現受託者と現状を確認し、新受託者と新たな修繕計画を作成後、適切な運営管理を実施していただきます。
3		10	第23条（性能保証）	要求水準書に定める水質及びその他の性能を性能を達成し、これを保証するとなっています。要求水準書3. 2 水道施設維持管理業務の要求水準の3. 2. 1 運転管理業務の要求水準書【表1－1】末端給水栓の水質要求水準では、水質確保範囲と水質管理要求水準の2つの基準が示されています。契約書23条で達成すべき水質は、水質管理要求水準という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
4		12	第35条（委託料の減額）	サービス水準未達のときは、当該施設におけるサービス水準未達日数分に相当する額の減額を行うものとなっていますが、この場合の減額の対象となる委託料は、委託料全額（全サービスにかかる委託料）ではなく、当該サービス水準未達となったサービスに関する委託料という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
5		13	第36条（原水並びに流入下水の量とそれらの水質の確保）	原水の量及び水質の確保は、委託者の責任となっています。PFAS/PFOAの基準値を超える原水についても委託者の責任という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
6		14	第42条（法令変更に伴う通知の付与）、第43条（法令変更に伴う協議及び追加費用の負担）	PFAS（有機フッ素化合物）に係る規制強化に伴い、水道法や下水道法などの関係法令が変更された場合、第42条及び第43条の定めが適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
7		19	別紙1 リスク分担表（契約書第4条関係）	「原水水質等の変化により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用」は委託者のリスクと記載ございますが、原水水質に変化があったことを証明するための基準値等をご教示いただけないでしょうか。	資料閲覧として開示します。質問No. 16のとおり手続きをお願いします。
8		19	別紙1 リスク分担表（契約書第4条関係）	「流入水質等の変化により、施設の機能・性能上、要求水準を満足できないことに係る費用」は委託者のリスクと記載ございますが、流入水質に変化があったことを証明するための基準値等をご教示いただけないでしょうか。	資料閲覧として開示します。質問No. 16のとおり手続きをお願いします。

9		23	(1)物価変動等の指標	電気の物価変動については燃料費調整単価及び再生エネルギー発電促進賦課金単価の改定内容についても協議させていただける解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
10		23	(1)物価変動等の指標	電気の物価変動については、燃料費調整単価及び再生エネルギー発電促進賦課金単価も改定内容に含まれるとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
11		23	(2)改定の条件	「改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、1.5%を超過する増減があった場合に、受託者と委託者は改定に係る協議を行うことができるものとする。」とございますが、物価が1.5%以上増加した場合は委託者がその増加分について負担する、物価が1.5%以上減少した場合は受託者がその減少分について負担するという理解でよろしいでしょうか。民間事業者としては、昨今の激しい物価変動の傾向を考慮すると物価変動による費用負担については、明確化していただきたいと考えます。	協議の結果、費用負担の有無を決定します。
12		23	(2)改定の条件	「改定時の指標と前回改定時の指標を比較し、1.5%を超過する増減があった場合に、受託者と委託者は改定に係る協議を行うことができるものとする。」とございますが、初回改定時については、2025年8月末時点で公表されている指標(直近 12 ヶ月の平均値)に基づき、改定時の指標を比較し改定を行うという認識でよろしかったでしょうか。異なる場合においては、初回改定する際の指標の設定方法についてご教示ください。	ご認識のとおりです。
13		23	(2)改定の条件	年1回の見直しを行うとありますが、第1回目の改訂に用いる基準となる指数は、本業務委託の公告日時点の物価指標として、契約締結年度における8月末時点で公表されている最新の指標（直近12ヶ月の平均値）との認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
14	公共下水道（添付資料）	—	一般図（污水）	公共下水道の拡大事業計画区域の表記は、農業集落排水区域の将来的な施設の統廃合による管理範囲の変更区域のみになりますでしょうか。	ご認識のとおりです。
15	実施要領書	7	(2)参加者の履行実績	「令和6年度までに3年以上の実績」とありますが、契約が完了している実績との認識でよろしいでしょうか。また、同一施設の契約において、1年契約の受注実績を3件分（継続して受注している実績）持ち合わせていれば、3年以上の実績に該当するとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
16		9	3募集及び選定等の日程	日程の中に資料閲覧が設けられていますが、資料閲覧の参加についてはどのような手続きを行えばよろしいでしょうか。また、どのような資料を閲覧できるか一覧を開示願います。	手続きについては、任意様式にて閲覧したい資料を記載してメールで送付願います。開示の可否について、ご回答します。開示可能な資料の場合、準備させていただきます。閲覧資料の一覧は、特にございません。
17		10	(3)提出書類	共同企業体を組成する場合、共同企業体協定書を提出することとなっておりますが、提出する資料は写しという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

18		10	(3) 提出書類	「イ会社概要」とありますが、当該資料に該当するものが無い場合は、会社パンフレットを提出すればよろしいでしょうか。	パンフレットでも可としますが、必要に応じて別途資料の提出を求める場合もあります。
19		10	(3) 提出書類	オ、カ、キの実績書類については、実績を証明できる該当箇所を抜粋して提出すればよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
20		11	(3) 提出書類	「表5-1を参照すること」とありますが、表5-2の誤記でしょうか。	誤記となります。申し訳ございません。
21		11	(3) 提出書類	「様式4-1から様式4-10については、正本一部及び副本1部」とありますが、様式4-11、様式4-12及び企画提案書の電子データの提出は1部でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
22		12	4. 5企画提案書の作成にあたっての留意事項	様式集に様式4企画提案書の指定様式が記載されていますが、様式に記載している事項に沿っていれば、ページ罫線有無や記載方法、余白設定等は任意記載可能という理解でよろしいでしょうか。また、ページ数の記載は、様式4-1～4-10までを通しページで記載する理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
23		12	(4) 企画提案書の作成にあたっての留意事項	8)にてロゴマークの使用不可の記載がありますが、従業員の制服等の写真はロゴマークが写っていなければ使用可能でしょうか。	ご認識のとおりです。
24		12	(4) 企画提案書の作成にあたっての留意事項	8)に「副本の表紙は別途、本町が指定する名称を記載すること」とありますが、本内容については参加資格確認結果の通知が行われたタイミングで案内されるのでしょうか。	ご認識のとおりです。
25		12	5. 2プレゼンテーション及びヒアリングの実施	プレゼンテーション、ヒアリングについて、現状想定されているそれぞれの時間配分と参加人数をご教示願います。特に参加人数については、本業務が上下水道事業を包括的に管理するものであること、及び共同企業体で参画する場合には各社で担当者（現場担当・営業担当・技術担当等）を受け持つことから、最低でも6人は参加させていただきたく存じます。	プレゼンテーション及びヒアリングの時間については、それぞれ30分程度を想定しています。参加人数は、6人以内とします。
26	様式集	—	—	様式集には、通しページ番号が振られていますが、「辞退届」等提出を予定していない様式もあるため、企画提案書（様式4-1～4-10）以外の様式にページ番号は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
27		7～9	様式3-1～3-3	契約金額の記入は必須でしょうか。	必須となります。
28		11～20	様式4-1～4-10	企画提案書の様式について、上下左右の余白は良識のある範囲で調整してもよろしいでしょうか。	問題ありません。
29		11～20	様式4-1～4-10	企画提案書の様式下段に通し頁の記載は必要ないでしょうか。	ご記載願います。
30	要求水準書	5～6	(3) 業務実施体制 1) 2) 統括・副総括責任者の要件	直接的な雇用関係にある専任の者とありますが、それを証明する書類は「会社の商号又は名称、氏名」が記載された受託者の任意の書類でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
31		7	2. 1水道施設維持管理業務 5) 保安管理業務	本内容は、警備業務に該当しないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

32		8, 9, 11	2. 1水道施設維持管理業務 5) 保安管理業務 2. 1水道施設維持管理業務 (3) その他業務 1) 環境整備業務 2. 2公共下水道施設維持管理業務 (3) その他業務 1) 環境整備業務 2. 3農業集落排水施設維持管理業務 (3) その他業務 1) 環境整備業務	「軽微な樹木管理及び芝・草等の除草」とありますが、対象範囲は受託者が自ら定めた業務実施計画書に基づき、実施するものとする理解でよろしいでしょうか。	対象範囲については、管理対象施設の敷地内全域となります。
33		12	3. 2水道施設維持管理業務の要求水準	「運営期間中に埼玉県からの全量受水为目标として協議している状況～」とありますが、実施年度が分かりましたらご教示願います。	現在も継続して協議中の為、決定後に受託者へ報告します。
34		13	(4) 水質管理業務	【表1-5】排水及び廃液の産業廃棄物処分量（参考）において、廃液槽排水17,500 L/年となっていますが、水質分析において発生する廃液のみの数量という理解で宜しいでしょうか。	ご認識のとおりです。
35		14, 19, 24	(3) 計画修繕業務	「計画修繕費は別紙-3 計画修繕実施仕様書に素案の内容を示す。」とございますが、別紙3には、計画修繕費及び計画修繕の項目が記載されておられません。計画修繕の年度ごとの項目・内容・費用について、ご教示いただけないでしょうか。	修繕費用については、水道施設で年間1,460万円、下水道施設で年間1,000万円、農業集落排水施設で年間1,180万円が上限となります。実施項目及び内容については、受託者と契約締結後に協議させていただきます。
36		14, 19, 24, 31	3. 2水道施設維持管理業務の要求水準 3. 2. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 別紙-3 3. 3. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 別紙-3 3. 4. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 別紙-3	計画修繕費について、「別紙3 計画修繕実施仕様書に素案の内容」を示すとありますが、水道施設・下水道施設・農集排水施設それぞれの年度ごとの「修繕費」「対象機器設備の名称」「内容」が示されておられませんので、ご教示願います。	質問No. 35のとおりです。
37		14, 19, 24, 31	3. 2. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 別紙-3 3. 3. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務別紙-3 3. 4. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 別紙-3	計画修繕は貴町がお示しする素案を参考に受託者が実施計画書を作成し、貴町と協議の上、実施計画書を提出して履行するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。

38		15, 20, 24	15, 20, 24 3. 2. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ 3. 3. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ 3. 4. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ	計画外修繕について、「原則的に見積額が200万円を超えないものとし…」とありますが、200万円は税込みの金額でしょうか。	ご認識のとおりです。
39		15, 20, 24	3. 2. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ 3. 3. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ 3. 4. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ	200万円（税込み）を超えた場合には、基本的に委託者が対応を行うという理解でよろしいでしょうか	原則的に委託者ですが、緊急度に応じてはその限りではございません。都度、協議させていただきます。
40		15, 20, 24	3. 2. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ 3. 3. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ 3. 4. 2保全管理業務の要求水準 (3) 計画修繕業務 カ	計画外修繕における年間の累計上限金額をご教示願います。	修繕費総額における計画内・計画外の内訳については、新受託者と新たな修繕計画を作成する際に協議して決定します。
41		15, 20, 24	(3) 計画修繕業務	「計画外の緊急を要する修繕を行うときには、原則的に見積額が 200 万円を超えないものとし」とございますが、年間の累計上限額等の設定はございますでしょうか。また、年間の修繕費が超過した場合の清算方法についてご教示ください。	修繕費総額における計画内・計画外の内訳については、新受託者と新たな修繕計画を作成する際に協議して決定します。
42		26	別紙-1業務区分表 3 分析・測定・検査	「場内、処理塔の日常清掃」とありますが、「場内、場外施設の日常清掃」と読み替えてよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
43		26	別紙-1業務区分表 3 分析・測定・検査	委託者所掌の定期水質検査（法定）は水道法第20条の規定に基づく検査であり、受託者所掌の定期水質検査は要求水準書「p13(2)水質管理業務」記載の内容という解釈でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
44		26～29	別紙1 業務区分表	電気使用量・通信使用料金・汚泥処分料について、契約が委託者、支払が受託者の分担となっています。この場合、電力会社・通信会社・処理業者との契約に関する価格交渉は委託者という理解でよろしいでしょうか。	契約は委託者ですが、価格交渉（事業者選定の提案、プランの検討等）は受託者となります。
45		32	別紙-3計画修繕実施仕様書 2 雑則 (5) 実施計画書	「業務の実施計画について事前に委託者と協議し、実施計画書を提出」とありますが、本業務契約後、業務開始時までに提出すればよいとの認識でよろしいでしょうか。	ご認識のとおりです。
46		35	別紙-4自家用電気工作物保安業務仕様書	「点検は保安規定にさだめるところにより」とありますが、点検内容が示されている保安規定をご開示願います。	質問No. 16のとおり、資料の閲覧手続きをお願いします。